# 倫理規程

## 第1章 総則

### (組織の使命、社会的責任及び目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人メタノイア(以下「本法人」という。)が目的とする外国にルーツをもつ子どもをはじめ分断と抑圧のもとで生きる人びとを対象とした支援事業等を行い、多様性を力としてすべての人が幸せを追求できる社会を実現させるという責務の重大さを認識して、社会からの不信が疑惑を招くような行為の防止を図り、もって本法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

#### (適用節囲)

第2条 本規程の対象となるものは役員及び職員(以下「役職員」という。)とする。

#### (役職員の責務)

第3条 役職員は、本規程の精神を実現することが自らの役割であることをよく認識し、率直垂範の上、関係者に周知徹底しなければならない。

#### 第2章 遵守事項

#### (基本的人権の尊重)

第4条 本法人及び役職員は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

#### (法令等の遵守)

第5条 本法人は、適用法令、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針及び本法人の 定款、本規程その他の内部規程を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営 しなければならない。

- 2. 役職員は、暴力、各種ハラスメント(セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど)等、業務における不正行為など社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。
- 3. 役職員は、休眠預金活用法第17条第3項で規定されている宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に休眠預金等交付金に係る資金が活用されることのないように注意を払わなければならない。
- 4. 役職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務や地位を利用して自己又は第三者の私的利益を図ることをしてはならない。
- 5. 役職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 6. 本法人及び役職員は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

7. 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、本規程を 含む各種規程に則り対応しなければならない。

# 第3章 その他

## (違反による処分等)

第6条 役職員が、本規程に違反する行為を行ったと認められる場合は、定款又は就業規則に基づき相当の処分をするものとする。

## (利益相反の防止及び申告)

第7条 本法人は、利益相反防止のため、事務局長を通じて、役職員に対して、定期的に他団体 (営利・非営利を問わない)の役員・顧問等への就任等の利益相反に関する事項を確認し、必要に 応じて是正措置等の対応を講じるものとする。

## (個人情報の保護)

第8条 本法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

## (規程遵守の確保)

第9条 本法人は、必要があるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する

## (改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

## (施 行)

第1条 本規程は2025年2月17日から施行する。